

関係各位

財政局公共施設・事業調整課 担当課長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の
罹患に伴う対応等の解釈等について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について（令和 2 年 2 月 28 日付技監通知 財公第 776 号）」、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長等について（令和 2 年 3 月 12 日付課長通知 財公第 828 号）」を発出したところですが、その後、国土交通省から 3 月 19 日付で、改めて「新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について」の通知がありました。

これを受け、本市も国と同様な対応とします。

工事担当各区局におかれましては、引き続き本市発注の工事及び委託（設計・測量・調査等業務（以下、「工事等」という。））の感染拡大防止に万全を期すとともに、以下のとおり受注者に対する工事等に伴う措置等を適切に行うよう、工事監督課等担当部署に周知願います。

1 工事等の一時中止措置の取扱いについて

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者から申出がある場合に、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約約款に基づき、工事等を最長で 3 月 19 日まで一時中止措置等を行ってきたところですが、当面の間、受注者から一時中止措置等の延長の希望がある場合に、延長を希望する期間のほか、受注者の 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員自身の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）などの 事情を個別に確認したうえで、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約約款に基づき、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行います。

また、2 月 28 日付技監通知や 3 月 12 日付課長通知に基づく一時中止措置等を実施していない受注者について、今後受注者が自ら工事等の一時中止等の意向を申し出る場合も同様とします。

なお、受注者からの工事の一時中止措置等の延長の希望がない場合は、順次、工事等を再開することとします。

2 工事等の再開に当たっての感染拡大防止対策について

工事等の再開に当たっては、受発注者双方において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるようお願いします。

3 一時中止措置等に伴う繰越等の措置について

1の措置に伴い、工期又は履行期間が年度内に完成又は完了しない場合は、繰越等の手続きが必要となりますが、繰越（事故繰越）とする場合は、取扱いについて各区局経理担当課と調整のうえ手続きをお願いします。

4 工事等の入札手続きに関するヒアリングについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事及び調査・設計等の業務の入札等の手続きにおけるヒアリング（工事の低入札価格調査や業務のプロポーザルにおけるプレゼンテーション等）を実施する場合は、当面の間、以下の対応をよろしく願います。

(1) ヒアリングについてはその必要性を再検討し、可能ならば省略するか、又は書類審査のみを行い、必要な情報は電話などで確認を行ってください。

(2) 対面でのヒアリングを行う場合は、あらかじめ相手方に対し最小限の人数で実施するよう要請するとともに、風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録してください。

(参考)

- ・「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について」(令和2年3月19日 国土入企第54号)

【担当】 財政局公共施設・事業調整課

生井・辻

(電話 671-3928)

(工事の一時中止等の手続きに関すること)

上野・平林・出井

(電話 671-4066)

(工事の契約・低入札価格調査に関すること)

財政局契約第一課

秋元・川村

(電話 671-2246)